



三重県公報

平成29年6月2日(金)

第 2908 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
57	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	2
告 示			
376	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
377	同件	(同)	3
378	同件	(同)	3
379	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	3
公 告			
	三重県個人情報保護条例の規定による平成28年度における運用状況の公表	(情報公開課)	4
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	7
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出	(都市政策課)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(情報システム課)	9

規 則

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年六月二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十七号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和三十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「〇・一二五パーセント」を「〇・一〇パーセント」に改める。

別表第二中「〇・五〇パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表備考第十号中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同法第四十一条第一項」を「中心市街地活性化法第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、「であつて、知事が別に定めるもの」を削り、同表備考第十一号中「同法」を「中心市街地活性化法」に改め、同表備考第十五号中「第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画」を「第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画」に改め、同表備考中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

- 16 第四条第一項第五号、第七号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七条第三項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 376 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ松阪川井店
松阪市川井町字中大坪 772-26 ほか 2 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。
 - イ 近隣住民等より公害に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。
 - (2) 廃棄物に係る事項
 - ア 法令に基づく適正なごみ処理とともに、極力リサイクル等資源化へ努力するよう指導すること。
 - (3) その他事項
 - ア 近辺に学校があることから、駐車場等において青少年のたまり場になることを抑止するため、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置する等犯罪防止措置をとること。
 - イ 計画概要書の内容を遵守し、計画に変更があれば協議すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 6 月 2 日から同年 7 月 3 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 377 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス久保店
松阪市久保町字毛浪田 1267-1 ほか
 - 2 松阪市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
ア 計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。
イ 近隣住民等より騒音に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。
 - (2) その他事項
ア 計画概要書の内容を遵守し、計画に変更があれば協議すること。
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 6 月 2 日から同年 7 月 3 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 378 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）トライアル久保店
松阪市久保町 1897-1 ほか
 - 2 松阪市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
ア 計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。
イ 近隣住民等より公害に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。
 - (2) その他事項
ア 松阪市には、松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）があり、それに基づいた届出を必要とする。当該店舗の所在地は、松阪市景観計画における丘陵地区にあたり、形態・意匠に関して地区独自の基準があるため注意すること。
イ 計画概要書の内容を遵守し、計画に変更があれば協議すること。
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 6 月 2 日から同年 7 月 3 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 379 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、三重郡、亀山市及び鈴鹿市において次のとおり

特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。）。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
平成 29 年 7 月 4 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	朝日町役場
平成 29 年 7 月 5 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	川越町役場（1 階 公用車等駐車場）
平成 29 年 7 月 6 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	菰野町役場 竹永支所
平成 29 年 7 月 7 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	菰野町役場 菰野支所
平成 29 年 7 月 13 日（木）	午前 10 時から 午後 2 時まで	亀山市役所（亀山市職員会館地下駐車場）
平成 29 年 7 月 14 日（金）	午前 10 時から 午後 2 時まで	亀山市関文化交流センター
平成 29 年 7 月 18 日（火）	午前 10 時から 午後 3 時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター
平成 29 年 7 月 19 日（水）	午前 10 時から 午後 3 時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター

公 告

三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 51 条の規定に基づき、平成 28 年度における運用状況を次のとおり公表します。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

実 施 機 関	登録事務数
知事	1,079
防災対策部	(29)
戦略企画部	(10)
総務部	(37)
健康福祉部	(411)
環境生活部	(159)
地域連携部	(59)
農林水産部	(156)
雇用経済部	(56)
県土整備部	(157)
出納局	(5)
議会	4
教育委員会	80
公安委員会	2

警察本部長	95
選挙管理委員会	28
人事委員会	19
監査委員	8
労働委員会	11
収用委員会	6
海区漁業調整委員会	5
内水面漁場管理委員会	3
企業庁長	17
病院事業庁長	19
公立大学法人三重県立看護大学	35
地方独立行政法人三重県立総合医療センター	18
計	1,429

() : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	17,865	1	1
審査請求件数	5	0	0

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

		来 庁				送付	ファクシミリ	合計
		総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計			
書面による請求	試験結果以外	78	7	363	448	2	1	451
	試験結果	121	1	424	546	10	0	556
口頭による請求（試験結果）		627	0	16,231	16,858			16,858
計		826	8	17,018	17,852	12	1	17,865

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

(2) 決定等の状況

区 分		決定の内訳					小計	取下げ等	合計
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否			
書面による請求	試験結果以外	301	142	0	20	1	464	2	466
	試験結果	434	113	0	0	0	547	9	556
口頭による請求（試験結果）		16,858	0	0	0	0	16,858	0	16,858
計		17,593	255	0	20	1	17,869	11	17,880

注 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	書面による請求		口頭による請求 (試験結果)	合計
	試験結果以外	試験結果		
知事	238	0	112	350
防災対策部	(0)	(0)	(0)	(0)
戦略企画部	(22)	(0)	(0)	(22)
総務部	(4)	(0)	(3)	(7)
健康福祉部	(41)	(0)	(93)	(134)
環境生活部	(12)	(0)	(0)	(12)
地域連携部	(1)	(0)	(0)	(1)
農林水産部	(110)	(0)	(4)	(114)
雇用経済部	(12)	(0)	(1)	(13)
県土整備部	(36)	(0)	(11)	(47)
出納局	(0)	(0)	(0)	(0)
議会	1	0	0	1
教育委員会	7	459	6,862	7,328
公安委員会	0	0	9,294	9,294
警察本部長	99	1	0	100
選挙管理委員会	0	0	0	0
人事委員会	0	5	588	593
監査委員	2	0	0	2
労働委員会	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
企業庁長	0	0	0	0
病院事業庁長	3	0	2	5
公立大学法人 三重県立看護大学	0	82	0	82
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	114	0	0	114
計	464	547	16,858	17,869

() : 内数

4 訂正請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

来 庁				送付	ファクシミリ	合計	取下げ
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
1	0	0	1	0	0	1	0

(2) 決定等の状況

決定の内訳		合計
訂正	非訂正	
0	1	1

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	決定件数
農林水産部	1

5 利用停止等請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

来 庁				送付	ファクシミリ	合計	取下げ
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
1	0	0	1	0	0	1	0

(2) 決定等の状況

決定の内訳		合計
利用停止等	非利用停止等	
0	1	1

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	決定件数
農林水産部	1

6 審査請求の状況

	平成 27 年度 からの繰越件数	平成 28 年度 諮 問 件 数	平成 28 年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)
			認容	一部認容	棄却	
開示請求	0	3	1	0	0	2
訂正請求	0	0	0	0	0	0
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0
計	0	3	1	0	0	2

注 この表は、審査請求のうち三重県個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大田 雅久	津市白山町二本木 2831	津市白山町岡岡前 483 ほか 1 筆
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木小和知野 5249 ほか 4 筆
竹内 久敏	松阪市中ノ庄町 1419-1	松阪市中ノ庄町字堀ノ内 673 ほか 4 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字小野 150-1 ほか 1 筆
農事組合法人 サンライズ嬉野	松阪市嬉野田村町 329-1	松阪市嬉野須賀町字南コブケ 188 ほか 4 筆
農事組合法人 丹生営農組合	多気郡多気町丹生 1798-3	多気郡丹生廿八反 6436 ほか 3 筆
北奥 耕一	度会郡玉城町世古 759 番地	度会郡玉城町世古里前 23 ほか 1 筆
農事組合法人 生玉ファーム	伊賀市西湯舟 2214	伊賀市西湯舟百々 1950 ほか 25 筆
農事組合法人 ひじきファーム	伊賀市比自岐 2894	伊賀市比自岐穴桑 3895 ほか 8 筆
農事組合法人 下友生ファーム	伊賀市下友生 3590	伊賀市下友生穴ヶ谷 3368
橋本 達也	熊野市育生町粉所 464	熊野市育生町長井渡上 718 ほか 4 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 29 年 6 月 2 日から同月 15 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就

任の届出がありました。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

上野土地改良区（伊賀市上野丸之内 182 の 3）

退任理事

伊賀市寺田 582 番地

山 本 榮 二

就任理事

伊賀市寺田 646 番地

荒 木 雅 夫

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 7 日まで

3 作業地域

伊賀市服部町、同市印代、同市一之宮、同市千歳、同市佐那具町、同市外山、同市坂之下、同市東条、同市西条、同市土橋、同市山神町、同市上野新町、同市上野片原町、同市上野東町、同市上野中町、同市上野西町、同市上野向島町、同市上野西大手町、同市上野幸坂町、同市上野丸之内、同市上野福居町、同市上野小玉町、同市上野魚町、同市上野鍛冶町、同市上野相生町、同市上野紺屋町、同市上野三之西町、同市上野徳居町、同市朝屋、同市長田、同市木興町及び同市小田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 7 日まで

3 作業地域

伊賀市伊勢路、同市下川原、同市北山、同市勝地、同市妙楽地、同市瀧、名張市赤目町丈六、同市赤目町相楽、同市赤目町新川、同市赤目町檀、同市赤目町星川、同市赤目町柏原、同市赤目町一ノ井、同市赤目町長坂、同市赤目町すみれが丘、同市青蓮寺、同市百合が丘及び同市南百合が丘

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 6 日まで

3 作業地域

伊賀市蔵縄手、同市古山界外、同市菖蒲池、同市鍛冶屋、同市東谷、同市安場、同市湯屋谷、同市予野、同市白樫、同市治田、同市大滝、同市桂、同市大野木、同市法花、同市大内及び同市七本木

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、鈴鹿市白江土地区画整理組合から次

のとおり理事の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

退任理事

長谷川 敏 和	鈴鹿市江島町 169 番地の 2
中 村 清四郎	鈴鹿市江島町 538 番地の 2
伊 藤 勤	鈴鹿市岸岡町 3513 番地の 4
中 山 邦 則	鈴鹿市白子本町 8 番 21 号
小 崎 守	鈴鹿市江島本町 25 番 7 号
松 下 保	鈴鹿市東江島町 3 番 13 号
竹 口 眞 睦	鈴鹿市白子一丁目 5 番 10 号

就任理事

長谷川 敏 和	鈴鹿市江島町 169 番地の 2
中 村 清四郎	鈴鹿市江島町 538 番地の 2
伊 藤 勤	鈴鹿市岸岡町 3513 番地の 4
中 山 邦 則	鈴鹿市白子本町 8 番 21 号
小 崎 守	鈴鹿市江島本町 25 番 7 号
松 下 保	鈴鹿市東江島町 3 番 13 号
竹 口 眞 睦	鈴鹿市白子一丁目 5 番 10 号

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県行政WANインターネット接続用仮想端末基盤構築・運用保守業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 35 年 3 月 31 日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所

- ア 三重県本庁舎(三重県津市広明町 13 番地)
- イ 三重県津市内データセンタ

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成29年6月27日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班 担当 向谷
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 担当 長井、岡島
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2207
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成29年6月27日（火）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成29年7月6日（木）までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年7月13日（木）15時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成29年7月13日（木）15時
なお、入札書は平成29年7月4日（火）から同月13日（木）15時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算・経理班
案件名 三重県行政WANインターネット接続用仮想端末基盤構築・運用保守業務
 - (7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 7 月 13 日（木）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携部地域連携総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8（平成 31 年 10 月 1 日以降については、100 分の 10 とします。）に相当する額を加算した金額（該当金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の 108 分の 100（平成 31 年 10 月 1 日以降については、110 分の 100 とします。）に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Installation of infrastructure for virtual terminals and its maintenance duties
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, July 13, 2017.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (Mieken-cho nai Yubinkyoku) between Tuesday, July 4, 2017 and 3:00 P.M. on Thursday, July 13, 2017.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, July 13, 2017.
- (4) Managing Authority :
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefectural Government
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3363 (Japanese only)
- (5) Language and Currency used in the Tendering Procedure:
Japanese and Japanese currency

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
